

## 吹田市国民健康保険条例現行・改正案対照表

\_\_\_\_\_は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>○吹田市国民健康保険条例</p> <p style="text-align: right;">昭和35年 8 月12日 条例第363号</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p><b>第12条</b> 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ---略---</p> <p>(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の<u>100分の45</u>に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第2項第2号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額から第1号の所得割総額を減じて得た額の<u>100分の55</u>に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第2項第2号の世帯別平等割総額として、当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の</p>	<p>○吹田市国民健康保険条例</p> <p style="text-align: right;">昭和35年 8 月12日 条例第363号</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p><b>第12条</b> 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ---略---</p> <p>(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の<u>100分の50</u>に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第2項第2号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額から第1号の所得割総額を減じて得た額の<u>100分の50</u>に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第2項第2号の世帯別平等割総額として、当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の</p>

各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当する者であつて、被保険者の資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た

額

イ } ---略---  
 ウ }  
 2 } ---略---  
 3 }

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第12条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険

各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当する者であつて、被保険者の資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た

額

イ } ---略---  
 ウ }  
 2 } ---略---  
 3 }

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第12条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険

料率は、次のとおりとする。

(1) ---略---

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の100分の45に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第3項第2号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額から第1号の所得割総額を減じて得た額の100分の55に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第3項第2号の世帯別平等割総額として、当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ ---略---

料率は、次のとおりとする。

(1) ---略---

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の100分の50に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第3項第2号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額から第1号の所得割総額を減じて得た額の100分の50に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第3項第2号の世帯別平等割総額として、当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ ---略---

ウ ---略---

2 ---略---

(介護納付金賦課額の保険料率)

**第12条の9** 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) ---略---

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の100分の66に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第4項第2号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額から第1号の所得割総額を減じて得た額の100分の34に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第4項第2号の世帯別平等割総額として、当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2 ---略---

ウ ---略---

2 ---略---

(介護納付金賦課額の保険料率)

**第12条の9** 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) ---略---

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の100分の78に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第4項第2号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額から第1号の所得割総額を減じて得た額の100分の22に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第4項第2号の世帯別平等割総額として、当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2 ---略---

(保険料の減額)

**第16条の2** 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条第1項又は第12条の2第1項の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額（次項において「軽減額」という。）を減額して得た額（当該減額して得た額が第12条の5の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。

(1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下この項において同じ。）現在において当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び国民健康保険法施行令第29条の7第5項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項の規定による基礎控除額を超えない世

(保険料の減額)

**第16条の2** 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条第1項又は第12条の2第1項の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額（次項において「軽減額」という。）を減額して得た額（当該減額して得た額が第12条の5の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。

(1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下この項において同じ。）現在において当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び国民健康保険法施行令第29条の7第5項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当

帯に係る保険料の納付義務者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額

ア }  
イ }     ---略---

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項の規定による基礎控除額に、285,000円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて同号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額

ア }  
イ }     ---略---

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2

該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第三号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて

第2項の規定による基礎控除額に、520,000円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額

ア }  
イ } ---略---

2 }  
3 } ---略---  
4 }  
5 }

得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア }  
イ } ---略---

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた金額）に、285,000円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて同号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額

ア }  
イ } ---略---

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2

第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に、520,000円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額

ア } ---略---

イ }

2 }  
3 } ---略---  
4 }  
5 }

(公的年金等に係る所得に係る保険料の算定の特例)

(公的年金等に係る所得に係る保険料の算定の特例)

**第16条の4** 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年

**第16条の4** 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年



金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第16条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法」とあるのは「地方税法」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。

金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第16条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法」とあるのは「地方税法」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。